

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 8 年（2026年） 4 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

フライ&クルーズ利用促進事業委託業務

(2) 業務の目的

道外在住者に対し、丘珠空港等の地方空港を利用し、道内港湾発着のクルーズに乗船する「フライ&クルーズ」の旅の魅力をPRすることで、道内の地方空港、航空便の利用拡大や、クルーズ船寄港による港湾の利用促進を図る。

(3) 業務の内容

以下の(1)から(5)により、道内における「フライ&クルーズ」の旅の魅力を効果的にPRする。

(1) 雑誌掲載に係る企画

旅行雑誌（想定：CREA Traveller）等に掲載する「フライ&クルーズ」PR原稿の作成や、掲載に係る企画、調整等を行う。

なお、原稿執筆者は、旅行雑誌等記者又はライターとし、機内誌又は旅行雑誌等への執筆や掲載の経験があることを要件とする。

(2) FAMツアーの実施

上記(1)の原稿執筆者向けにFAMツアーを次の行程（案）で実施する。

○行程（案）

- ・ 6/26 JAL・伊丹空港—函館空港便を利用
函館観光（到着後～）函館泊
- ・ 6/27 函館観光（午前）
HAC・函館空港—丘珠空港便を利用
札幌観光（到着後～）札幌泊
- ・ 6/28 ◇クルーズ1日目 飛鳥II乗船
（出航まで小樽観光）
- ・ 6/29 ◇クルーズ2日目 ※エクスカーション
- ・ 6/30 ◇クルーズ3日目 ※エクスカーション
- ・ 7/ 1 ◇クルーズ4日目
下船後、JAL・新千歳空港—伊丹空港便

(3) フライ&クルーズPR

令和6年度事業で作成済みのPR動画、チラシデータ等を活用し、道外向けに「北海道フライ&クルーズ」のPRを行う。

- ・ チラシ増刷 1,000部
- ・ ポスター増刷 30部
- ・ YouTube 広告 3万視聴程度（※以下(4)で視聴者の分析によるターゲット再精査）

(4) 効果測定

上記(1)及び(3)に係る効果測定を行う。

- ① 雑誌の読者数を把握し、効果分析を行う。
- ② フライ&クルーズPR動画（YouTube）広告の視聴者のデータ（年齢、性別、住居地域等）についての効果分析を行う。

(5) 報告書作成及び委託成果品

ア 上記(1)から(4)までの実施結果を取りまとめ、報告書を作成する。また、撮影した写真データ等についても委託成果としてデータにより納品し、データの権利は道に帰属するなど、整理のこと。

イ 報告書は、紙媒体(A4判)で2部、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で正副2部とする。

(4) 履行期限(契約期間)

契約締結日から令和9年(2027年)3月12日(金)まで

(5) 納入場所(履行場所)

北海道総合政策部航空港湾局航空課

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む)を有する法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) その他必要と認められる要件

3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部航空港湾局航空課(担当:川口)

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(道庁4階)

(3) 電話番号 011-204-5556(直通)

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和 8 年（2026 年）4 月 20 日（月）15：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の 8：45 から 17：00 まで。

ウ 提出場所

3 に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を文書で通知する。

5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和 8 年（2026 年）4 月 6 日（月）から 4 月 20 日（月）まで

なお、3 における交付時間は、8：45 から 17：30 まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 交付場所

3 に同じ

(3) 交付方法

3 で交付する。なお、北海道のホームページでダウンロードすることができる。

（ホームページの URL）別途記載

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4 の審査により参加資格を有すると認められる者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項 (1) の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和 8 年（2026 年）年 5 月 7 日（木）15：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の 8：45 から 17：30 まで

ウ 提出部数

8 部

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を選定する。

9 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途道の財務会計関係法令の規定により契約手続きを行う。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が 10 件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね 10 件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

- ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案内容を選定されなかった者に対してその旨を書面により通知する。

(6) その他

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 審査結果及び特定者は公表する。
- エ 詳細は、企画提案説明書等による。